

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 株式会社 島津製作所

【英訳名】 Shimadzu Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 中 本 晃

【本店の所在の場所】 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

【電話番号】 京都(075)823局1160番

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 西 原 克 年

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町1丁目3番地

【電話番号】 東京(03)3219局5550番

【事務連絡者氏名】 東京支社 総務部長 笹 倉 健 介

【縦覧に供する場所】 株式会社島津製作所 東京支社  
(東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)

株式会社島津製作所 関西支社  
(大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)

株式会社島津製作所 名古屋支店  
(名古屋市中村区那古野1丁目47番1号  
名古屋国際センタービル内)

株式会社島津製作所 神戸支店  
(神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内)

株式会社島津製作所 横浜支店  
(横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭 総額 1,327,110,053円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、服部重彦、中本晃、小脇一朗、鈴木悟、上田輝久、藤野寛、三浦泰夫、澤口実および藤原健嗣の9氏を選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、木原均氏を選任するものであります。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社第148期定時株主総会において継続することが承認された当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を一部改定の上、継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成比率	決議の結果
第1号議案	225,179個	804個	102個	99.11%	可決
第2号議案					
服部 重彦	209,898個	16,104個	82個	92.39%	可決
中本 晃	205,912個	20,091個	82個	90.63%	可決
小脇 一朗	217,035個	8,866個	183個	95.53%	可決
鈴木 悟	217,069個	8,832個	183個	95.54%	可決
上田 輝久	217,069個	8,832個	183個	95.54%	可決
藤野 寛	217,434個	8,467個	183個	95.70%	可決
三浦 泰夫	217,427個	8,474個	183個	95.70%	可決
澤口 実	225,319個	684個	82個	99.17%	可決
藤原 健嗣	225,512個	491個	82個	99.26%	可決
第3号議案					
木原 均	221,525個	4,480個	82個	97.50%	可決
第4号議案	155,660個	70,220個	207個	68.51%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案および第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権数の過半数の賛成です。

2. 賛成比率につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。